



発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 辻守莊

印刷所 有限会社 大和印刷所
電話(宗像) 2027番

議会だより

第三回定例町議会は九月九日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は六日で九月十四日次の議案が可決された。

議案第四二号

昭和四一年度岡垣町一般会計補正予算(第一号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、一二九九一六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三〇三九八千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

議案第四三号



表1 上水道歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正額	計
1. 上水道	1. 使用料	5,526	5,541
	2. 手数料	15	
2. 専用水道	1. 使用料	156	157
	2. 手数料	1	
3. 繰入金	1. 一般会計繰入金	43,380	43,380
4. 繰越金	1. 繰越金	398	2,837
5. 雑入	1. 雑入	5	5
歳入合計		49,481	51,918

歳出

款	項	補正額	計
1. 上水道費	1. 水道一般管理費	4,449	6,706
	2. 徴収費	248	253
	3. 水道整備費	43,380	43,380
2. 専用水道費	1. 専用水道管理費	150	157
	2. 徴収費	7	
3. 公債費	1. 公債費	1,047	1,222
4. 予備費	1. 予備費	200	200
歳出合計		49,481	51,918

昭和四一年度岡垣町特別会計上水道補正予算(第一号)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、二四三七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五一九一八千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。
議案第四四号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
任期満了する固定資産評価審査委員、高山丑松氏の後任として、下記のとおり選任したいの

で、地方税法第四二三条の規定に基き、町議会の同意を求める。
記
岡垣町野間 高山丑松 農業
五八才 再任
議案第四五号
教育委員会委員の任命について
次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政

岡垣町手野 太田 武
明治四四年十一月一日生
提案理由
教育委員会委員俵口久栄氏の任期満了のため

国民年金法が

改正されました

改正の要点は次のとおりです。

……年金額二、五倍に引き上げ……

◎年金額の引き上げ

今回国民年金法の改正が第五十一回国会の最終日に成立し、

老令年金、通算老令年金

昭和四十二年一月一日から実施されます。

二十五年間保険料を納めた人の場合は年額六万円(改正前二万四千元)に、したがって、夫

婦の場合は月に一万円の年金に
なるわけです。

四十年間納めたときは年額九
万六千円(改正前四万二千円)
に引き上げられました。

算定方法は保険料を納めた月
数に二百円を乗じた額です。改
正前は年単位でしたが、このよ
うに月単位に改められたので、
不合理が是正され、一月月分
も無駄にならなくなりました。

また、保険料を免除された期
間の計算は、保険料を納めた場
合の三分の一の額で算定されま
すが、実質的には改正前より二
倍以上の引き上げとなっています。

障害年金

最低保障額を六万円(改正前
二万四千円)に引き上げ、障害
の程度が一級に該当する人の加
算額は一万二千円(改正前六千
円)に引き上げられています。

母子年金、準母子年金

五万五千二百円(改正前一万
九千二百円)に引き上げられ、
二人以上の子がいるときは、一
人につき四千八百円が加算され
ます。

遺児年金

最低保障額を三万円(改正前
一万二千円)に引き上げられま
した。

寡婦年金

老令年金の算定方法により計
算した額の半額相当額ですが、
実質的に老令年金と同じように
増額されることとなります。

◎障害の範囲の拡大

肢体不自由、呼吸器疾患、精
神病が支給の対象でしたが、循
環器疾患、内臓器疾患も、こん
どの改正で加えられ、これによ
り、すべての障害が支給対象と
なりました。

また初診の日から二年経過し
ても治らない障害で、そのとき
の障害の程度が該当しなかった
場合、その後、障害が重くなっ
ても支給されませんでした。が、
このような事後重症の場合も、
請求すれば、そのときから受け
られるように改善されました。

第 1 表 歳入歳出補正予算

歳 出				歳 入				
款	項	補正額	計	款	項	補正額	計	
1. 議会費	1. 町議会費	9,355	9,835	3. 臨時地方特例交付金	1. 臨時地方特例交付金	0	1,500	
2. 総務費	1. 総務管理費	62,428	67,375	5. 分担金及負担金	2. 負担金	967	1,176	
	2. 徴税費	6,741	6,921		7. 国庫支出金	1. 国庫負担金	2,037	2,108
	3. 戸籍住民登録費	2,587	2,637	2. 国庫補助金		39,701	42,140	
	4. 選挙費	331	444	3. 委託金		573	607	
	3. 民生費	5. 統計調査費	55	89	9. 財産収入	1. 財産運用収入	5,667	7,225
1. 社会福祉費		11,607	11,896	10. 寄附金		1. 寄附金	2	984
2. 児童福祉費		4,418	4,550		12. 繰越金	1. 繰越金	8,000	14,444
4. 衛生費	3. 生活保護費	210	910	13. 諸収入		3. 貸付金収入	100	150
	1. 保健衛生費	4,142	4,705		5. 雑入	4,916	5,243	
6. 農林水産業費	2. 清掃費	1,411	1,511	14. 町債		1. 町債	77,580	83,558
	1. 農業費	22,072	22,480		合 計	280,482	29,916	310,398
	2. 林業費	36	86					
	2. 道路橋梁費	19,047	20,447					
3. 河川費	1,907	3,387						
8. 土木費	4. 住宅費	10,152	11,270					
	1. 消防費	2,944	2,954					
9. 消防費	1. 教育総務費	4,799	4,998					
	2. 小学校費	11,389	11,579					
	3. 中学校費	13,033	13,118					
10. 教育費	1. 農林水産災害復旧費	543	17,931					
	2. 公共土木施設災害復旧費	2	5,422					
11. 災害復旧費								
合 計		280,482	310,398					

◎受給要件の改善

障害、母子、遺児年金など共
通して、最低一年間は引きつづ
き保険料を納めていることが拠
出の要件ですが、これでは他の
制度との間を移動した場合など
実情にそいませんので、そこ
とびとびの期間であっても、こ
れを合せた一年間(免除の場合
は三年間)が納付済であれば受
給できるように改善されまし
た。

なお障害年金の場合、拠出の
要件は初診の日前とされていた
のを廃疾認定日(傷病がなおっ
た日、初診の日から三年経過の

日など)前に改められました。
この改善の意義は大きく、廢疾
認定日前の納付分も算入するた
め、拠出の要件を満たしうる可
能性は一層増大し、障害福祉年
金よりも障害年金を、という趣
旨が生かされています。

◎保険料額の改定

老令年金や障害年金などの大
中な金額の引き上げ、支給要
件の緩和などの制度改善に伴な
い、この財源をまかなうため、
段階的に保険料が引き上げられ
ることになりました。

まず、昭和四十二年一月分か
ら、今の百円、百五十円の保険

料をそれぞれ百円増額し、三十
五才未満の人は二百円、三十五
才以上の人は二百五十円となり
ます。
この後、保険料は第二段階と
して、昭和四十四年一月分から
それぞれ五十円の引き上げを行
なうよう決められています。

◎福祉年金の改善

年金額の引き上げ

福祉年金は、費用の金額を固
庫金によってまかなわれていま
す。そのため年金額の引き上げ
には、自ずから限度があるので
すが、昭和四十年の引き上げに
引き続き、昭和四十二年一月分

からそれぞれ二千四百円引き上げられることになりました。即ち

老令福祉年金

一万八千円(改正前一万五千六百円)に引き上げられます。障害福祉年金 二万六千四百円(改正前二万四千円)に引き上げられます。母子、準母子福祉年金 二万四百円(改正前一万八千円)に引き上げられます。

支給制限の緩和

福祉年金は、一定基準以上の所得のある人は受けられない事になっていますが、この基準になる所得の額などが、次のように改められました。

「本人所得」受給権者本人の所得による支給制限の限度額が二十二万円から二十四万円に引き上げられました。

「配偶者所得」受給権者の配偶者の所得による支給制限は、

扶養義務者所得制限の中に吸収されました。

「扶養義務者所得」扶養義務者の所得による支給制限の限度額(扶養親族が五人の場合)が

七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げられました。

「夫婦受給」夫婦で障害福祉年金と老令福祉年金を受けている場合は、今まで老令福祉年金が三千円支給停止されていたが、これが廃止され、全額支給されることになりました。

●実施の時期

福祉年金における支給制限の緩和については本年五月から、内部疾患等障害の範囲の拡大に伴う障害年金(障害福祉年金)請求書の受付は十二月から、年金額の引き上げ等については昭和四十二年一月から実施されます。

(住民課)

海老津張り切る

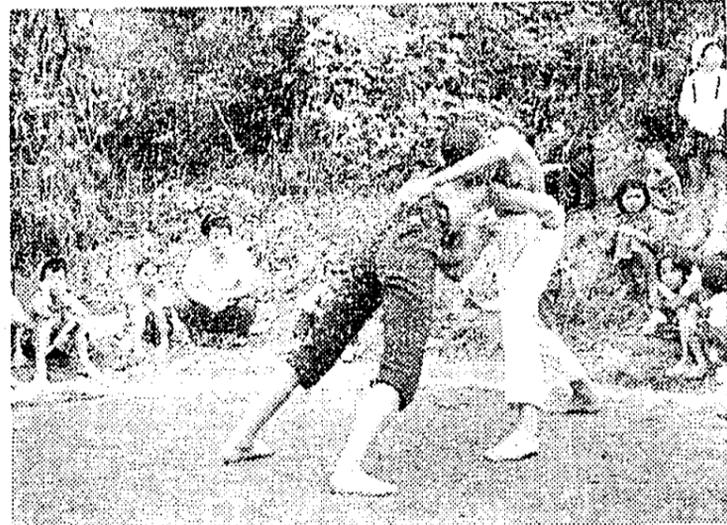
海老津駅の上にある金毘羅様は、海老津、新海老津、東海老津、上海老津区の氏神様だが、毎年十月十日が大祭で、七・八年来当日は小・中学生の子供相撲を行っている。

今年も区長吉田新氏、体育委員白木幸雄氏や組長さん達が朝早くから立ち廻り、午後二時から始め、他区の子供も来、百名

以上が参加し、参加者は全員とっていた。

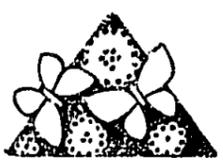
幼児、小学一年生、二年と学年別に、三人抜き五人抜きと、子供は目をらんらんと輝かせ、みんなある限りの力をふりしぼって相撲をとっていた。自然は人間の故郷で、人間は自然的な野性的な活動を好んでいる。知育偏重になっている現在、本当に望ましい行事と

思う。



風景相撲

十月十六日は第三日曜で「家庭の日」だが、青少年を健全に育成するため、九時半から組対抗のソフトボール大会をする。年令別にし、小学生も婦人も皆喜々として一日を楽しむ。その外、揃いのラニングも作ったし現在公民館建設と運動場を作るため整地をしている。



花束

岡垣町婦人会では、自主的に義捐金を集め、宮古島台風及び山梨県足和田村の罹災者に送った。

又昨年愛の献血運動を起し、十二月集団献血をしていたが、今年九月「福岡県献血推進のための会々長」より感謝状をうけた。

岡垣中学校は厳選の末、「学校保健優良校」で福岡県第一位「よい歯の学校」では連統県第一位で福岡県教育委員会より表彰をうけた。

これは校医加藤健次先生、歯科校医網脇啓一先生及び学校の諸先生方のたゆまざる研究努力の賜である。

吉木二連勝

十月九日高倉神社で公民館対抗相撲大会を催したが、三小学校の運動会と一緒にの日になり、チーム編成が出来にくい等で低調を極めた。

- 団体の部
 - 一位 吉木
 - 二位 糠塚 A
 - 三位 三吉
 - 四位 糠塚 B
 - 五位 西黒山
- 個人の部
 - 一位 德王美雄
 - 中学生一位 工藤信幸
 - 中学一年以下一位 広渡喜代治

今年から制定された十月十日「体育の日」は、国民一人一人が体育に親しみ健康な心身をつちかうという趣旨から国民の祝日としてとり上げられたわけだが、公民館対抗体育行事も、出来るだけ町民の方が沢山参

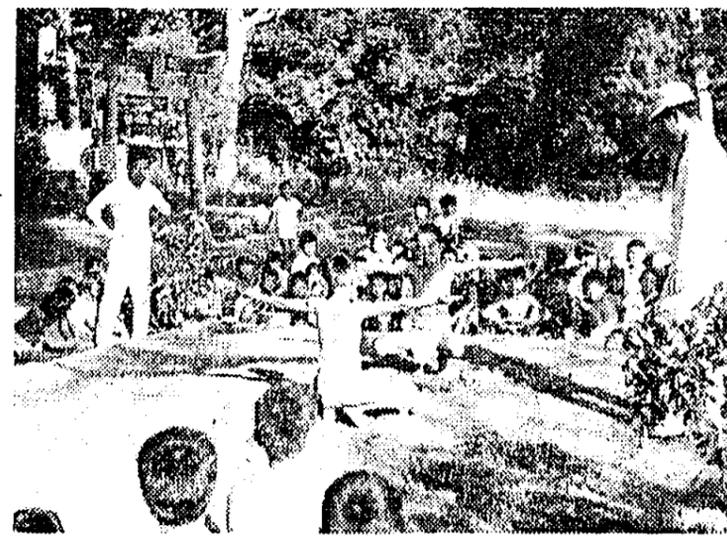
加出来るように配慮して行っているものだから、勝敗は度外視して出場してもらいたい。それにつけても西黒山では、体育委員の花田仁さんの家の庭に石灰で輪を描き、夜電燈を出して、二四軒の中から子供は全部出て、先輩が指導し練習をして出場している。中学生が全然おらないので中学生の部は欠員中学一年生以下の部では小学生が出、チームを編成。成績は最下位だったが成績など問題ではない。子供が全員で練習する。それを指導する先輩。それを運営する人。そのチームワークが何にもかえがたい思い賜物と思う。

碁会終る

専門棋士九段の誕生、日本棋院が素人にも簡単に免状を発行する。新聞等が紙面の拡充や諸計画をする等で、戦後開碁の発展はめざましく、開碁人口は二百万以上といわれる。

岡垣町でも今年から開碁同好会を作り、公民館と共催読売新聞社後援で九月十八日妙見屋で開碁大会を実施、試合も点数制にした。結果は

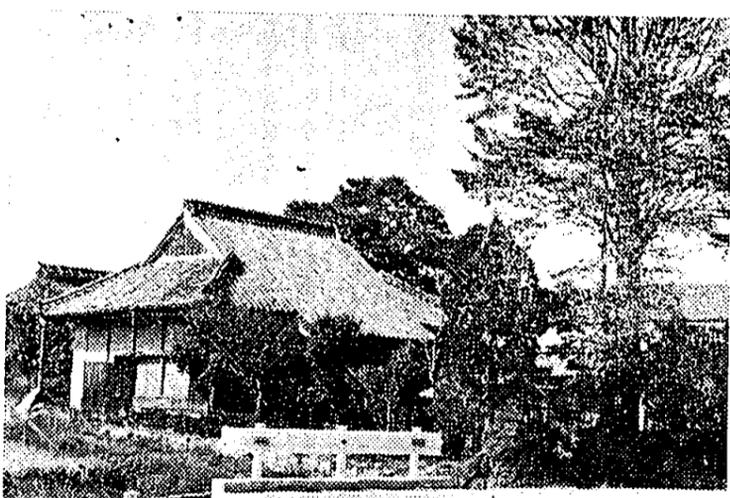
- 三級から五段までの部で
 - 優勝 三級 加藤三郎
 - 二位 一級 香 勝行
 - 三位 初段 宗岡 隆
 - 四位 二級 広渡 勉
- 四級から十級までの部で
 - 優勝 八級 吉田猪壮
 - 二位 五級 安部 武
 - 三位 十級 池辺軍次郎
 - 四位 七級 広瀬能登



相撲内々校浦内

法 応 寺 由 来

内浦にあり、真宗西本願寺派で、妙光殿放光山法応寺と号す。寺伝によると、法応寺は寛治三年（源義家のいた頃で、今から八七七年前）比叡山の僧侶空法師が唐（今の中共）で勉強し、



法 応 寺

を究めた偉い僧で一五一八年死す）が九州をまわっておられたがたまたま当寺に宿泊され、衰微の状態を見なげいておられたがその夜「末代まで法応護持教育せよ」と本尊のお告げがあったので、上人はほぞを固め復興に努力される。そして真宗に変え、放光を山号とし、靈告の法応を寺号とされた。それで教阿上人を法応寺の第一世としていた。第二世教元師は天正十二年（三八二年）前）夢のお告げにより、本

帰り道垂見峠から見下ろすと、光が燦然と光り輝いている。それで今の地に寺を建て、春日作の薬師如来を本尊とし、放光寺と号したが、これが法応寺の始めである。



手野 薬師如来像

その為もとは天台宗に属していたが、十二代西道師がなくなられてからは（西暦一四九二年）寺は衰頹し一時無住となる。この時教阿上人（本願寺蓮如上人に帰依し、浄土真宗の奥儀



宗家始祖の墓

法応寺の裏に、旧対馬藩主宗氏の始祖の墓がある。写真のように土塚に囲まれた立派な墓だが、宗氏のもと平氏で、平家が没落した当時、清盛の子新中納言知盛は壇の浦で戦死したが、

その子供はまだ乳飲み子だったので、乳母の夫右馬助惟宗がその子を抱いて筑紫に通れ、太宰少式に従っていたが、成長の後元服させ、源氏の討手をのがれるため自分の姓を与え宗右馬太郎と名乗らす。

又その子の宗四郎左衛門（宗右馬弥三郎右衛門尉）が寛元四年（七二〇年前）対馬に渡り、阿比留という土族を平定し領主となる。この方が対馬宗家の始祖で、法応寺の住僧に帰依し、その墓も法応寺にあるわけ。

法応寺に今も厨子（ずし）に入った位牌がある。厨子は漆塗りに金箔がほどこしてあるが相等古びている。

位牌には「放光寺殿三位宗盛幹大弾定門」と刻んである。

この中の「宗盛」という文字から「平宗盛、本尊薬師如来の靈告で、自分が死んだら必ず法応寺に葬れといったので、ここに墓を建てたのだ」ともいうが、これは誤りらしい。

現住職神崎氏の妹さんが対馬で調べられたら、宗家の菩提寺万松寺には、初代の墓は（空墓）「法応寺より移す」とあるとそれで宗家からは大正年間迄毎年、法応寺に代参があり寄進があっていた。

（法応寺住職神崎賢由氏資料提供）



「赤ん坊会」実施

昭和四十一年度

新海老津 吉田直樹君

（暢寿氏の長男）

野 間 平野加代子ちゃん

（節雄氏の長女）

が 一等に入賞！

二等 元松原 吉田かをり

（利種氏の二女）

三 吉 山本 知秀

（富安氏の二子）

新海老津 岩崎 誠

（芳男氏の長男）

東山田 林 里代

（正根氏の二女）

九月二十九日午後一時より吉木小学校講堂において、今年度の一斉検診を兼ねて赤ん坊会を実施した。

当日参加した赤ちゃんは百名（男五十九、女四十一名）の多きに達し、さすがはわが子を自慢するだけあって母親も一生懸命、診察にあたられた医師がたも汗だくの態で、徹査な審査の結果、左記のとおり町長より表彰、記念品の授与があり、お祝、辞につづいて審査委員長

加藤健次医師の（最近のお母さん方は、育児熱心のみならず体位の向上は年々進歩しているといふことは洵に同慶に堪えない。冬季には成るだけ薄着の励行を

秋の交通安全運動の成果あがる

去る十月十一日から二十日まで、秋の交通安全運動が実施されました。

折尾警察署管内においても、各市町、交通安全協会、運転者協会の協力のもとに活発な活動を展開して参りました。

その結果

昨年十月十一日から二十日まで 発生二〇件 傷者二六名

であった交通事故は今年の同期では 発生一八件 傷者一六名

と大巾に減少し、重傷事故も、死亡事故もなく、大きな成果をおさめました。

これは全国的に増加の傾向にある中で、ひとり折尾警察署がなし得た成果であります。

今後とも皆さんと手を携えて交通事故防止に努力致しましょう。